

## 乳幼児・妊産婦・重度心身障害者・ひとり親家庭 寡婦医療費受給者証の申請について

現在、医療費一部負担金免除証明書と医療費受給者証の両方を持っている人は、医療費一部負担金免除証明書の使用期限が切れる3月1日(木)から、医療費受給者証を使用することになります。

震災後新たに該当となった人(転入した人や、母子手帳、障害者手帳を新たに取得した人、ひとり親になった人など)で、医療費受給者証を持っていない人は申請が必要になりますので、下記の窓口で手続きをお願いします。

なお、この制度には所得制限があり、該当しない場合もありますのでご了承ください。

また、すでに受給者証を持っている人で、住所を変更した人は新しい受給者証を交付しますので、変更届の提出をお願いします。

受給者証	該当する人	窓口	必要なもの
乳幼児	・出生の日から小学校入学前まで(6歳の誕生日以後の3月31日まで)	市民環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・通帳…市内支店に口座のあるもの(本人または家族名義)ただし、岩手銀行、ゆうちょ銀行は市外支店でも可</li> <li>・受給者本人の健康保険証</li> <li>・所得証明書…平成23年1月1日の住所が陸前高田市以外の人のみ必要です。前住所地から所得証明書(所得・課税・控除・扶養の状況が明記されたもの)を取得してください。</li> </ul>
妊産婦	・妊産婦 (妊娠5カ月に入る月の初日から出産した月の翌月の末日まで)		
重度心身障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の等級が1級または2級の人</li> <li>・特別児童扶養手当を受給している人が養育する障がい児で1級に該当する人</li> <li>・障害年金1級を受給している人</li> <li>・療育手帳Aに該当する人</li> </ul>		
ひとり親家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童を監護しているひとり親家庭などの母または父</li> <li>・両親がいない児童</li> <li>・ひとり親家庭などの児童または養育者に養育されている児童(18歳に達した日の属する年度の末日まで)</li> </ul>	社会福祉課	
寡婦	配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある人 (かつて母子家庭の母であった人)		

【問い合わせ先】市民環境課市民係(内線122)、社会福祉課障がい福祉係(内線203)